

陳 情 文 書 表

陳 情 番 号	第 1 4 号	令和 4 年 5 月 2 7 日 受 理	都 市 環 境 常 任 委 員 会 付 託
件 名	次期ごみ処理施設用地土壌汚染原因究明のための第三者委員会設置に関する陳情		
陳 情 者	住所 四街道市大日 207-1 氏名 橋本 弘道		

1. 陳情の趣旨

熱海土石流災害での検証の方法として第三者委員会を設置しているように、次期ごみ処理施設用地土壌汚染問題に対して的確に検証する、弁護士や有識者さらには公募市民などの第三者による第三者委員会の設置を市議会が市に強く働きかけることをお願いします。

2. 陳情の理由

静岡県熱海市で令和 3 年 7 月に発生した大規模な熱海土石流について調べる熱海市議会の調査特別委員会（百条委員会）が開かれ、証人尋問が行われている。

静岡県と熱海市の対応を検証する県の第三者委員会が最終報告書の概要がわかった。加えて、遺族や被災者らが現旧所有者らに対する損害賠償請求訴訟を起こしている。静岡県警は業務上過失致死の疑いで起点となった土地の現旧所有者への強制捜査を行なっている。

四街道市では、次期ごみ処理施設用地土壌汚染問題について、調査特別委員会（百条委員会）、市並びに市民からそれぞれ損害賠償請求訴訟が起こされている。

しかしながら、熱海土石流災害のように、市行政指導等の検証を行う第三者委員会が発足していない。

土壌搬入による窪地解消工事は平成 28 年 2 月 15 日着工に対し、適用除外届出書は遅くとも平成 28 年 3 月末までに決裁終了、同年 5 月に環境政策課に提出され、4 ヶ月遅れで適用除外をしたことになり、この約 4 ヶ月間は無法状態で実施させたことになる。

市行政の市残土条例の運用・適用のずさんさを調査・検証する第三者委員会を迅速に発足させ、不法行為が出来ない世の中、四街道になっていくために今回の第三者委員会の発足は大きな意義がある。